

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	公営住宅法による市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、公営住宅法による市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法に

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅法による市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸を行う事務を行っている。これらの事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 7 法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務 9 法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 10 法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 11 法第30条第1項のあっせん等に関する事務 12 法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 13 法第48条の条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	市営住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市営住宅入居者ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の53の項及び第55条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部住宅課
②所長等の氏名	住宅課長

②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部住宅課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項(法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 敷金の徴収に関する事務 4 法第19条(法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 6 法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務 8 法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する事務 9 期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 10 あっせん等に関する事務 11 収入状況の報告の請求等に関する事務 12 法第48条の条例で定める事項に関する事務	1 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 7 法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務 9 法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 10 期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 11 あっせん等に関する事務 12 収入状況の報告の請求等に関する事務 13 法第48条の条例で定める事項に関する事務	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市営住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	市営住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅課長 海埜 敏之	住宅課長 林 尚司	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	サーバー ひたちなか市文書取扱規定	サーバー ひたちなか市文書取扱規程	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 7 法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務 9 法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 10 期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 11 あっせん等に関する事務 12 収入状況の報告の請求等に関する事務	1 法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 7 法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務 9 法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 10 法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 11 法第30条第1項のあっせん等に関する事務	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、公営住宅法(昭和20年法律第193号。以下「法」という。))に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸を行う事務を行っている。 これらの事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。))に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	ひたちなか市は、公営住宅法(昭和20年法律第193号。以下「法」という。))に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸を行う事務を行っている。 これらの事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務 3 法第16条第5項(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭若しくは法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 5 法第19条(法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。))に規定する家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	・番号法第9条第1項 別表の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の53の項及び第55条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイ ナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の ような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施 錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていない か、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と考 えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパス ワードによる認証を行っています。さらにその端 末から特定個人情報を含むシステムを使用す るには、職員証等を用いた2要素認証を行いア クセス権限の適切な管理を行っています。これ らの対策を講じていることから、権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を 入れている」と考えられます。	事後	